

総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」 ご説明資料

2020年11月9日

一般社団法人 日本民間放送連盟

受信料制度がNHKと視聴者との契約により成り立っていることを踏まえ、新たな制度の検討にあたっては、国民・視聴者の視点に立って納得感があるか、受容されるかという点が、最も重要な判断基準である。

■ 「公共放送の在り方に関する検討分科会」第8回会合(2020年9月15日)議事要旨抜粋

【永原民放連専務理事】

確かに、支払い率の向上は公平性の観点から重要な論点です。また、営業経費が高止まりしていることも大変問題であると思います。しかし、その是正のためにテレビを設置した人に設置申告義務を課したり、未申告を原則徴収対象としたりすれば、ますます「だったらテレビは要らない」という人が増えてしまうことを強く恐れます。

部分最適、全体最適という言葉があります。部分的な一部の利益を追求しても、そのことが結果的に全体の利益を損なってしまうケースがある。だから企業や組織は全体の利益の最適化を追求しなければならないという考え方です。

こうした制度の導入は部分最適の典型例ではないでしょうか。受信料の支払い率向上や営業経費の削減という部分的な利益を追求するあまり、テレビ離れを推し進めてしまう可能性がある。全体の利益を損ねてしまう可能性がある。そのようなことはやめるべきだと思います。導入した場合の国民・視聴者の不快感や反発、それに伴っての一層のテレビ離れの可能性、そして受動受信問題の解消や適正な受信料水準への引下げが全く手つかずのままであることを思えば、得られるメリットとしててんびんにかけて考えても、部分最適を追求する危うさをご理解いただけるのではないのでしょうか。

■ 受信契約締結承諾等請求事件に関する最高裁判決(2017年12月6日)抜粋

放送法による二本立て体制の下での公共放送を担う原告の財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的には、原告(NHK)が、受信設備設置者に対し、同法に定められた原告の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい。

受信設備の設置届出義務等が国民・視聴者に納得感をもって受容されるためには、現行の受信料水準・体系を抜本的に見直し、受信料水準が相当程度引き下げられることが重要な要素の一つではないか。

■「公共放送の在り方に関する検討分科会」第2回会合(2020年5月22日)議事要旨抜粋

【永原民放連専務理事】

国税庁のデータによりますと、20歳から24歳の平均年収は262万円、25歳から29歳の平均年収は361万円という水準だそうです。そこから所得税や住民税、住居費、光熱費、さらにスマホの携帯料金といった生活に不可欠な支出が差し引かれるわけです。しかも、若い人は親元から独立して、アパートや賃貸マンションで暮らしているケースが、ほとんどだと思います。どこも今は三波共用アンテナでしょうから、テレビを買えば、衛星波含めた月額2,230円の受信料を払ってくださいと言われてしまうわけです。そうしますと、テレビでなくても、ネット動画で十分満足という理由も多いかとは思いますが、受信料が高いという理由で、テレビは要らない、スマホで十分と考える若い人も少なくないのではないかと危惧しているところがございます。

■「公共放送の在り方に関する検討分科会」第8回会合(2020年9月15日)議事要旨抜粋

【永原民放連専務理事】

しかも5月のヒアリングで指摘した2つ目の課題も考慮すれば、受動受信問題の解消に向けた見直しは待ったなしです。2つ目の課題とは、様々な動画配信サービスが普及する環境下において、衛星契約を含めた現行の受信料水準は特に収入の少ない若年層にとって過重な負担ではないかという点です。

NHKの営業活動(戸別訪問)について多くの苦情が消費生活センター等に寄せられている。ネットやSNS上では、訪問員とのトラブルなどに関する記載も散見される。

行き過ぎた営業活動の是正も、NHKに対する国民・視聴者の信頼を確保・向上させるための重要な要素の一つではないか。

■ 衆議院・総務委員会(2020年3月17日) 議事録抜粋

【國重 徹 委員(公明党)】

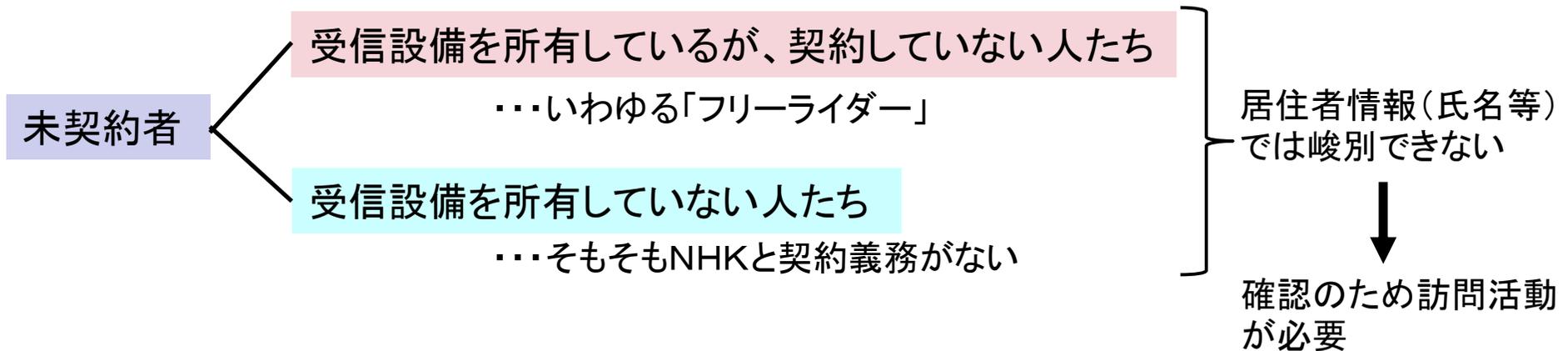
今般のNHK予算等に対する総務大臣意見の中におきまして、受信料契約などの手続をする訪問員に対する苦情が、2018年度で約3万7千件NHKふれあいセンターに寄せられたとの指摘がありました。同じく2018年度に全国の消費生活センターに寄せられたNHK関連の相談は8124件。これは、一つの企業に対する苦情としては非常に数が多いです。その中には、女性の単身世帯に深夜に訪問する、訪問員が名前や訪問目的を言わない、土足で上がり込む、これはひどいんじゃないかと思われるものも数多くあります。

受信料徴収は、一般の勧誘などとは性質が異なりまして、特定商取引法の適用外ともなっております。ただ、だからといって、何でもしたらいいわけではなくて、一定の節度を持って訪問活動するのは当然のことでありまして、自主ルールを定めて、それを徹底し、実際の勧誘にまずいところがないのか、訪問活動にまずいところがないのかとしっかりチェックをして、見直しを行う必要があります。

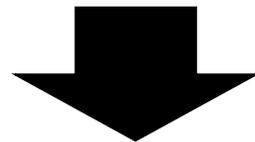
NHKは、この受信料徴収の苦情についてどう認識しているのか、そして、それを踏まえて今後どのように対応していくのか、伺いたします。

受信設備の設置届出義務や居住者情報の照会制度の導入のみで訪問活動の大幅な削減につながるとは考えにくい。

「持っていない」ことを証明することはきわめて困難。受信設備を所有していない方にとっては大きな心理的ストレスになり得る。



「受信設備」には、テレビだけでなく、ワンセグ機能付きのスマートフォン・携帯電話、チューナー付きのカーナビも含まれる。

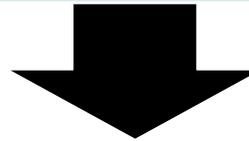


国民・視聴者の理解が醸成されないまま届出義務等が導入されれば、国民生活に大きな混乱を招きかねない。議論が十分に深まっていない中での導入は時期尚早である。

受信設備の設置届出義務等を導入しなくとも、業務を抜本的に見直すことにより受信料水準を相当程度引き下げることが可能ではないか。

■ 「公共放送の在り方に関する検討分科会」第9回会合(2020年9月30日)議事要旨抜粋

【前田NHK会長】 計画期間中の収支では、事業収入は受信料の値下げや新型コロナウイルスの影響などにより、大幅な減収を想定しております。事業支出は2022年度までに6,000億円台の規模に抑える予定です。構造改革により、3年間で630億円規模の大幅な支出削減を行い、その一方で、重点投資先には3年間で130億円規模の投資を行い、めりはりをつけて対応したいと思います。



削減額500億円(630億円－130億円)は受信料引き下げの原資になりうるのではないか。500億円を受信契約数4,212万件(2019年度末)で割れば、年額で約1,200円弱に相当する。さらに、衛星契約・地上契約の一本化により、一層の引き下げの余地があるのではないか。

行き過ぎた訪問活動の是正は、NHKへの信頼確保のため不可欠であり、設置届出義務等を導入しなくても可能である。

例) 総務省と消費者庁の連携強化によるチェック体制の確立、悪質ケースの公表

NHKに対しては、グループ全体のガバナンスを向上させ、国民・視聴者の目線に立ったコスト意識の徹底、公共放送の使命に照らした業務の精査、民間といたずらに競合しない節度をもった事業運営が行われることを求めている。

中間持株会社の設置に対し、組織の階層が一つ増えることへの懸念も示されている。

NHKグループ全体のガバナンスが一層向上し、上記の成果が得られるか注視していきたい。事後の検証も不可欠である。

■NHK経営計画(2021－2023年度)(案)に対する民放連意見(抜粋)

当連盟はこれまで、特殊法人であるNHKは業務・受信料・ガバナンスを一体的に改革していくべきだとする、いわゆる“三位一体改革”に賛意を示してきました。あわせてNHKに対しては、国民・視聴者の目線に立ったコスト意識の徹底、公共放送の使命に照らした業務の精査、民間といたずらに競合しない節度をもった事業運営などを求めてきました。

子会社等のNHKグループ全体の役割分担のゼロベースでの見直しや、高止まりしている随意契約の是正など、グループ改革の全体像およびそれを実現するための具体的な取り組みが明示されなかったのは不十分です。

なお、NHKグループとして、NHK本体でできないことを子会社等が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先するような事業運営は厳に慎むべきです。

■「公共放送の在り方に関する検討分科会」第10回会合(2020年10月16日)構成員発言

・ 中間持株会社を介在させると、組織の階層が1つ増え、逆に全体が見えづらくなる懸念や、NHK本体から孫会社へのガバナンスがより間接的になり、意思疎通が疎遠になる恐れがないだろうか。

・ 中間持株会社というもう1つの階層を設けたときのコストがどうなるのかを明確にしない限りは、簡単にこの制度整備には乗れない。

■ 設置届出義務等に関する民放各社の発言

日本テレビの小杉善信社長は26日の定例会見で、テレビを設置した際のNHKへの届け出を義務化する放送法改正をNHKが要望した件について、「テレビ離れに拍車をかけるようなことになってはいけない」と懸念を表明した。(～途中略～) こうした届け出や照会制度に対し、小杉社長は、「視聴者には心理的なハードルがある」と指摘。「(総務省の有識者会議で)有識者の反対の意見が多かったと聞いているが、注視していかないといけないことだ」と話した。【「産経ニュース」10月26日付記事】

テレビ朝日の藤ノ木正哉専務は27日の定例記者会見で、NHKがテレビを設置した際の届け出を義務化するよう放送法改正を求めている問題について、「NHKが考えたり、やることなので私たちがお話しすることではないと思う」としたうえで、「テレビを持っていない人に設置をしていない届け出を義務付けるというのは、果たして国民の皆さんが納得して応じてくれるものなのかなという思いがした」と述べた。(～以下略)【「産経ニュース」10月27日付記事】

TBSの佐々木卓社長は28日の定例記者会見で、NHKが実現を求めているテレビ設置の届け出義務化と未契約者らの個人情報照会制度について、「国民・視聴者に十分に理解していただき、納得していただくことが大事だなと思っている」と述べた。(～途中略～) 佐々木社長は「NHKさんもわれわれ民間放送も、大事なお客さまを減らすことのないようにというふうには思っている」と話した。【「産経ニュース」10月28日付記事】

テレビ東京の石川一郎社長は29日の定例会見で、NHKが未契約者にテレビの設置届け出を義務化するよう要望したことについて、「視聴者に受け入れてもらえるのか」と疑問を呈した。そのうえで、「テレビを持たない人が届け出ないといけないのは、現実としてどういうことなのか。疑問がつのる展開だ」と述べた。(～以下略)【「産経ニュース」10月29日付記事】

フジテレビの遠藤龍之介社長は30日の定例記者会見で、NHKが実現を求めているテレビ設置の届け出義務化と未契約者らの個人情報照会制度について、「国民から理解を得られ、安心を与えられるよう、しっかり議論してほしい」と述べた。(～途中略～) 遠藤社長は「そもそもテレビを持つことに対するプレッシャーになってはいけない」と話した。【「産経ニュース」10月30日付記事】